

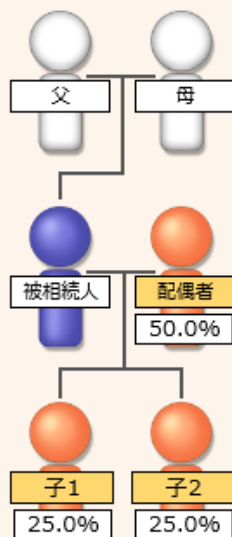
WEB版 新・相続対策マスター

活用事例 二次相続編

法定相続人以外で相続させたい人を選択して下さい。

クリック
未選択状態 選択状態

被相続人
法定相続人
法定相続人以外
死別・離別
内縁など



基本情報

Q、配偶者はいますか？ 『いる』

Q、あなたは初婚ですか？ 『はい』

Q、配偶者の遺族生活資金の過不足をもとめますか？
『いいえ』

Q、現在の配偶者との間に子供はいますか？
『いる』 ⇒ 『2人』

Q、配偶者以外で子供はいますか？
『いない』

Q、子供の生死と孫の人数
⇒ 子1_2 ☒ 孫 ⇒ 『0人』

Q、養子はいますか？ 『いない』

Q、両親はいますか？ 『いない』

Q、兄弟姉妹はいますか？ 『いない』

Q、ご家族以外の財産を残したい人はいますか？ 『いない』

[基本情報へ戻る](#)

相続財産の一覧

財産の種類	財産の評価額の参考		財産の評価額
自宅用の土地・建物	自宅＝小規模宅地の特例適用	① 入力金額の解説	2,000 万円
事業用の土地・建物		① 入力金額の解説	0 万円
その他の土地・建物	賃貸マンション＝貸家建付け地	① 入力金額の解説	16,000 万円
自社株（出資評価額）		+ 自社株の入力	0 万円
上場株式・有価証券	課税時期の最終価格もしくは直近3ヶ月の月平均額の最安値のいずれか低い方×保有株式数		4,000 万円
預貯金	解約時手取金額		10,000 万円
死亡退職金	予定されている死亡退職金	+ 死亡退職金の入力	0 万円
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人である契約	+ 生命保険金の入力	0 万円
自社法人への貸付金			0 万円
その他の財産	財産一式のおよその価格(その他、宝石・貴金属・絵画など。ゴルフ会員権は時価の7割)		0 万円
▲借入金等	被相続人個人の債務残高（被相続人が連帯保証している保証債務残高は除く）		0 万円
合計			32,000 万円

[被相続人の家族構成図へ戻る](#)

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。
また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

[財産分割情報へ](#)

相続財産の分割情報

★印は法定相続人です。

財産の種類	評価額：万円	★配偶者	★子1	★子2	
自宅用の土地・建物	2,000	2,000	0	0	
事業用の土地・建物	0	0	0	0	
その他の土地・建物	16,000	8,000	4,000	4,000	
自社株（出資評価額）	0	0	0	0	
上場株式・有価証券	4,000	4,000	0	0	
預貯金	10,000	2,000	4,000	4,000	
死亡退職金	0	0	0	0	
生命保険金	0	0	0	0	
自社法人への貸付金	0	0	0	0	
その他の財産	0	0	0	0	
▲借入金等	0	0	0	0	
合計（課税金額）	32,000	16,000	8,000	8,000	

財産情報へ戻る

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。
また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

各人の相続税額および財産を全て残すための生命保険金額

	合計額：万円	★配偶者	★子1	★子2
各人の課税金額	32,000	16,000	8,000	8,000
各人の相続税額 	6,420	3,210	1,605	1,605
実際の納付税額 	3,210	0	1,605	1,605
実効税率	10.1%	0.0%	20.1%	20.1%
換金性資産額 	14,000	6,000	4,000	4,000
納税資金不足額 	0	0	0	0
不足額を補う 生命保険金額 	0	0	0	0
財産を全て残す為の 生命保険金額 	3,878	0	1,939	1,939

全ての相続人が表示されていない場合は画面をスクロールしてください。

※単位金額（千円・万円）未満は切り捨てて表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

生前贈与による税額比較

二次相続の簡易計算

二次相続の簡易計算を見れば、
一次と二次の合計税額がわかります。

分割情報へ戻る

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。
また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

二次相続の簡易計算

一次相続での配偶者の相続財産分

16,000万円

注) 二次相続においては「小規模宅地の特例」が適用できない場合があります。適用できない場合には、課税財産が増加する可能性があります。
小規模宅地の特例が適用できない場合には、配偶者自身の現在所有する財産に、評価減分を加算してください。

配偶者自身の現在所有する財産

0 万円

◆二次相続

相続財産総額

16,000万円

二次相続税額

2,140万円

一次相続税額

3,210万円

合計額

5,350万円

二次相続を含めた相続税の合計額は、
配偶者が法定相続分より少なく相続することで
軽減されることもあります。

相続税の結果へ戻る



『相続財産の分割情報』へ移動

相続財産の分割情報

★印は法定相続人です。

財産の種類	評価額：万円	★配偶者	★子1	★子2
自宅用の土地・建物	2,000	2,000	0	0
事業用の土地・建物	0	0	0	0
その他の土地・建物	16,000	8,000	4,000	4,000
自社株（出資評価額）	0	0	0	0
上場株式・有価証券	4,000	2,000	1,000	1,000
預貯金	10,000	2,000	4,000	4,000
死亡退職金	0	0	0	0
生命保険金	0	0	0	0
自社法人への貸付金	0	0	0	0
その他の財産	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0
合計（課税金額）	32,000	14,000	9,000	9,000

財産情報へ戻る

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

各人の相続税額および財産を全て残すための生命保険金額

	合計額：万円	★配偶者	★子1	★子2
各人の課税金額	32,000	14,000	9,000	9,000
各人の相続税額 	6,420	2,808	1,805	1,805
実際の納付税額 	3,611	0	1,805	1,805
実効税率	11.3%	0.0%	20.1%	20.1%
換金性資産額 	14,000	4,000	5,000	5,000
納税資金不足額 	0	0	0	0
不足額を補う 生命保険金額 	0	0	0	0
財産を全て残す為の 生命保険金額 	4,475	0	2,237	2,237

全ての相続人が表示されていない場合は画面をスクロールしてください。

※単位金額（千円・万円）未満は切り捨てて表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

生前贈与による税額比較

二次相続の簡易計算

一次相続の税額は増加します。

$3,611\text{万円} - 3,210\text{万円} = 401\text{万円}$

分割情報へ戻る

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。
また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

二次相続の簡易計算

一次相続での配偶者の相続財産分	14,000万円
-----------------	----------

注) 二次相続においては「小規模宅地の特例」が適用できないケースがあります。適用できない場合には、課税財産が増加する可能性があります。
小規模宅地の特例が適用できない場合には、配偶者自身の現在所有する財産に、評価減分を加算してください。

配偶者自身の現在所有する財産	0 万円
----------------	------

◆二次相続

相続財産総額	14,000万円	二次相続税額	1,560万円
		一次相続税額	3,611万円
		合計額	5,171万円

この場合、一次相続・二次相続の合計額は、
法定相続分通りの分割に比べて**179万円**軽減できます。

$$5,350万円 - 5,171万円 = 179万円$$

一方、相続発生後に遺産分割協議がまとまらず、
配偶者が全財産を相続することもあります。

相続税の結果へ

相続財産の分割情報

★印は法定相続人です。

財産の種類	評価額：万円	★配偶者	★子1	★子2
自宅用の土地・建物	2,000	2,000	0	0
事業用の土地・建物	0	0	0	0
その他の土地・建物	16,000	16,000	0	0
自社株（出資評価額）	0	0	0	0
上場株式・有価証券	4,000	4,000	0	0
預貯金	10,000	10,000	0	0
死亡退職金	0	0	0	0
生命保険金	0	0	0	0
自社法人への貸付金	0	0	0	0
その他の財産	0	0	0	0
▲借入金等	0	0	0	0
合計（課税金額）	32,000	32,000	0	0

財産情報へ戻る

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。
また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

各人の相続税額および財産を全て残すための生命保険金額

	合計額：万円	★配偶者	★子1	★子2
各人の課税金額	32,000	32,000	0	0
各人の相続税額 	6,420	6,420	0	0
実際の納付税額 	3,210	3,210	0	0
実効税率	10.1%	10.1%	0.0%	0.0%
換金性資産額 	14,000	14,000	0	0
納税資金不足額 	0	0	0	0
不足額を補う 生命保険金額 	0	0	0	0
財産を全て残す為の 生命保険金額 	3,573	3,573	0	0

全ての相続人が表示されていない場合は画面をスクロールしてください。

※単位金額（千円・万円）未満は切り捨てて表示しているため、それぞれの金額を合計した金額が合計額と一致しない場合があります。

生前贈与による税額比較

二次相続の簡易計算

一次相続の税額は、
法定相続分通りの分割と同じです。

分割した財産

非上場株式等に

分割情報へ戻る

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。
また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

二次相続の簡易計算

一次相続での配偶者の相続財産分

32,000万円

注) 二次相続においては「小規模宅地の特例」が適用できない場合があります。適用できない場合には、課税財産が増加する可能性があります。
小規模宅地の特例が適用できない場合には、配偶者自身の現在所有する財産に、評価減分を加算してください。

配偶者自身の現在所有する財産

0 万円

◆二次相続

相続財産総額

32,000万円

二次相続税額

7,720万円

一次相続税額

3,210万円

合計額

10,930万円

この場合、一次と二次の合計税額は、
法定相続分通りの分割に比べて
5,580万円も高くなります。

そのため、早めに二次相続対策を
実行することが重要になります。

相続税の結果へ戻る

相続財産の分割情報

★印は法定相続人です。

財産の種類	評価額：万円	★配偶者	★子1	★子2
自宅用の土地・建物	2,000	2,000	0	0
事業用の土地・建物	0	0	0	0
その他の土地・建物	16,000	8,000	4,000	4,000
自社株（出資評価額）	0	0	0	0
上場株式・有価証券	4,000	4,000	0	0
預貯金	10,000	2,000	4,000	4,000
死亡退職金	0	0	0	0
生命保険金	0	0	0	0
自社法人への貸付金				
その他の財産				
▲借入金等	0	0	0	0
合計（課税金額）	32,000	16,000	8,000	8,000

遺産分割を法定相続分通りに戻して下さい。

財産情報へ戻る

このご案内は、2015年1月現在の税制に基づいており、今後、制度内容が変更される可能性があります。
また、概算による目安ですので、金額等を保証することはできません。個別の試算は必ず税理士等にご相談ください。

二次相続の簡易計算

一次相続での配偶者の相続財産分

16,000万円

注) 二次相続においては「小規模宅地の特例」が適用できないケースがあります。適用できない場合には、課税財産が増加する可能性があります。
小規模宅地の特例が適用できない場合には、配偶者自身の現在所有する財産に、評価減分を加算してください。

配偶者自身の現在所有する財産

0 万円

◆二次相続

相続財産総額

16,000万円

二次相続税額

2,140万円

一次相続税額

3,210万円

合計額

5,350万円

注) 二次相続においては「**小規模宅地の特例**」が適用できないケースがあります。適用できない場合には、課税財産が増加する可能性があります。

小規模宅地の特例が適用できない場合には、配偶者自身の現在所有する財産に、評価減分を加算してください。

相続財産の一覧

財産の種類	財産の評価額の参考		財産の評価額
自宅用の土地・建物	自宅＝小規模宅地の特例適用	入力金額の解説	2,000 万円
事業用の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	入力金額の解説	0 万円
その他の土地・建物	建物の評価額は固定資産税課税明細書を参照	入力金額の解説	16,000 万円
自社株（出資評価額）		自社株の入力	0 万円
上場株式・有価証券	課税時期の最終価格もしくは直近3ヶ月の月平均額の最安値のいずれか低い方×保有株式数		4,000 万円
預貯金	解約時手取金額		10,000 万円
死亡退職金	予定されている死亡退職金	死亡退職金の入力	0 万円
生命保険金	契約者・被保険者が被相続人で保険金受取人が相続人である契約	生命保険金の入力	0 万円
自社法人への貸付金			0 万円
その他の財産	財産一式のおよその価格(その他、宝石・貴金属・絵画など。ゴルフ会員権は時価の7割)		0 万円
▲借入金等	被相続人個人の債務残高（被相続人が連帯保証している保証債務残高は除く）		0 万円
合計			32,000 万円

小規模宅地の特例適用後の評価額が**2,000万円**なので
小規模宅地の特例が出来なかった場合の評価額を**1億円**とし、
差額**8,000万円**を配偶者自身の財産に加算します。

二次相続の簡易計算

一次相続での配偶者の相続財産分

16,000万円

注) 二次相続においては「小規模宅地の特例」が適用できないケースがあります。適用できない場合には、課税財産が増加する可能性があります。
小規模宅地の特例が適用できない場合には、配偶者自身の現在所有する財産に、評価減分を加算してください。

配偶者自身の現在所有する財産

8000万円

◆二次相続

相続財産総額

24,000万円

二次相続税額

4,540万円

一次相続税額

3,210万円

合計額

7,750万円

小規模宅地の特例適用の「可」「不可」によって
二次相続税額が**2,140万円⇒4,530万円**と大幅アップします。

そのため、早めに二次相続対策を
実行することが重要になります。

著作・制作:



株式会社シャフト

1. 本資料の著作権は、株式会社シャフトが保有しています。
2. 本資料は著作権法による保護を受けており、本資料の使用者は、本資料の全部又は一部を株式会社シャフトの許諾なく無断で利用できません。
3. 本資料の内容の改ざん・Copyrightの削除・ロゴマークの改変を行うことは禁じられています
4. 本資料へのお問い合わせについては、株式会社シャフトまでご連絡ください。

〒531-0071 大阪市北区中津1-2-18 ミノヤビル7階
TEL:06-6375-8520 FAX:06-6374-7887
URL <http://www.shaft-creations.com/>

『FP塾』
URL <http://www.fp-school.com/>